

Title	志水正司著 『日本古代史の検証』
Sub Title	
Author	三宅, 和朗(Miyake, Kazuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1995
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.65, No.1/2 (1995. 10) ,p.141- 145
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19951000-0141

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

志水正司著『日本古代史の検証』

三宅和朗

一

本塾の志水正司教授が、一九五七年以来、公表されてきた諸論考を一書に収め、『日本古代史の検証』と題して刊行された。筆者が書評を執筆するに適任でないことは十分に自覚しているが、著者から依頼を受けたのを機に蛮勇をふるって取りくむこととした。

まずはじめに目次に従って本書の構成を示しておく。

- I 大和朝廷成初期の天皇について
- II 倭の五王に関する基礎的考察
- III 飛鳥仏教の視座
- IV 飛鳥と斑鳩
- V 六・七世紀の常陸地方
- VI 日本書紀考証二題―伊吉博得言と日本世記と―

VII 「瑜伽師地論」検証

VIII 当麻曼荼羅の成立と背景

IX 古代尚侍の一考察

X 新撰姓氏目録について

XI 日本書紀私記甲本について

XII 弘仁の日本書紀講読と私記の成立

余滴

覚書

あとがき

本書には右記の諸論文（各章には整理の都合上、I・II・III……の番号を付した）の他に、余滴として書評一編を含む七編が、覚書として書評三編を含む五編が収載されているが、ここではI―XIIの各論を中心に取り上げることとした。なお、旧稿が本書に再録されるにあたり

て、部分的な補筆・修正がなされ、また、各章の冒頭には簡単な解説が付載されている。

二

次に本書の概要を整理し、問題点を指摘すると、以下の如くである。

Iでは、①『新日本紀』所引「上宮記一云」にみえる応神ノ繼体、垂仁ノ振媛の系譜は用字・仮名表記から「推古朝をあまりへだたらぬころ」のもの(一二頁)であること、②「上宮記一云」の系譜に外国史料、考古学の研究成果をも勘案すれば、三世紀後半から四世紀前半における崇神・垂仁・景行の実在性は確認できることが指摘されている。このうち、①については異論の余地がない。しかし、それを②の崇神以下の実在説に展開させるのはやや飛躍であろう。著者と同じく「上宮記一云」系譜が記紀以前の成立であることを実証された黛弘道氏は「だからといって「上宮記」の系譜を信じてよいかどうかは自ら別問題」とされている(「繼体天皇の系譜について」(『律令国家成立史の研究』吉川弘文館、一九八二年)四七八頁)。黛氏の指摘の方が妥当ではあるまいか。

IIは倭の五王に関する論文で、本書所収の諸論の中でも白眉のものといえよう。要旨は、①倭の五王は仁徳ノ雄略間の五天皇に比定可能であり、『宋書』という「信用度のたかい外国史料との対照によって」(二三三頁)、記紀の仁徳以下の実在が確認されること、②『宋書』の五王の冊封年代を基準に記紀の各天皇の即位・崩御の年紀と比較すると両者の間に抵触するところが多く、記紀の年紀は信用できないこと、③倭王武の上表文の「躬擐甲胄、跋涉山川、不遑寧処」は『春秋左氏伝』『毛詩』などによって「潤色」(四四頁)されたものであり、当該章句をもって英雄時代を論ずるのは疑問であることなどである。

以上は綿密な論証に基き、説得的である。記紀批判の研究としても好個の事例といえよう。特に②の点は注目されてよい。しかしながら、①に関しては著者の比定論に従う限り、『宋書』の讚・珍(兄弟)と記紀の仁徳・反正(父子)との系譜関係の不一致はやはり問題である。この点は『宋書』を基準に記紀を検討するという著者の検証法が徹底していない部分でもあった(かかる意味からして、『宋書』の記述のみを徹底的に分析された関和彦氏の「宋書倭国伝の再検討」(『東アジアの古代文

化」三三、一九八二年）が参照される。また、③の章句に「潤色」があることは正しい指摘であるが、そのことから「この潤色部分にどれだけ史実がふまえられているかはすこぶる疑問」（四三頁）とまでいえるかどうか。著者が指摘されたのはあくまでも作文の際の「潤色」であって「造作」ではなかったはずである。それ故、英雄時代の可否は別としても、武の上表文から英雄時代論を提起することはなお可能ではないだろうか。

Ⅲでは、飛鳥仏教に涅槃經の影響がみられることなどをもとに、推古朝に百済や高句麗を介して中国南朝や隋の仏教が影響したことが考察されている。古代中国と日本との関係を論じるのは本書の重要な視座の一つであった。

Ⅳは文献史料、考古学的成果、あるいは地理的關係（河川交通）をもとに、飛鳥と斑鳩の地を概観し、蘇我氏が果たした歴史的役割を考察したもの。すなわち、①蘇我氏は欽明朝前後に飛鳥に本拠地を移して天皇家とつながりをもったこと、②聖徳太子が宮を営んだ斑鳩は大和川の舟運を通して国際文化導入の地であったこと、③推古の死後、蘇我氏が舒明・皇極を擁立したのも、両天皇と関係が深い広瀬の地が曾我川を介して蘇我氏の本拠と

かかわっていたためであること——などが指摘されている。この論考でも『日本書紀』などの文献史料が語る事柄についての著者の扱いは慎重である。

Ⅴにおいては、八世紀の郡司の氏姓や孝徳朝に建郡申請をした国造・有力豪族名（『常陸風土記』）をもとに、六・七世紀の常総地方への中央支配の浸透は宮廷組織や祭祀組織などの整備に即応しながらなされたこと、その新しく扶植された勢力が国造や有力豪族に成長したケースが多いことなどが具体的に論じられている。

Ⅵは『紀』の原史料となった『伊吉連博徳書』、僧道顯の『日本世記』についての基礎的考察。両書は『紀』よりも史料上の信用度が高いことが明らかにされている。本章の論文も「書紀批判にかかわる作業」であった（一〇〇頁）。

Ⅶでは、増上寺山内の妙定院で発見・調査された行信願經の「瑜伽師地論卷六六」を手がかりに、玄奘訳の瑜伽師地論が道昭によって日本に将来され、さらに行基の慈善事業に影響を与えたこと、行基に代表される民間仏教の支柱に瑜伽師地論の利他行があったことが指摘されている。瑜伽師地論をめぐるの考証であるが、著者の視野は東アジアに広くおよんでいる。

VIIIでは、①当麻曼荼羅は銘文の日付(天平宝字七年六月二三日)から、藤原袁比良の一周忌の追善供養のために当麻氏によつて織成されたと推定されること、②当麻曼荼羅の構図は善導撰の『観経疏』に依拠したもので、『観経疏』による浄土変相図が唐の長安・洛陽で定着しつつあり、それが日本に伝わったものであること、③当麻曼荼羅作成の直接の先蹤は藤原仲麻呂が光明皇太后の遺願により阿弥陀浄土變繡帳を作成したことに求められるが、そこには唐の則天武后の影響が存したことの諸点が論及されている。本章においても、III・VIIなどと同じく、中国仏教界の動向を踏まえた上で日本を位置付ける著者の姿勢が顕著に窺えよう。

IXは尚侍についての政治史的考察で、八世紀の尚侍就任者の分析をもとに、尚侍が「供奉掌侍・奏請宣伝」という職掌を通じて太政官と密接な関係をもっていたという指摘がなされている。

Xでは、『弘仁私記』序にみえる『新撰姓氏目録』が平安初期の神胤を皇裔よりも高貴とする思潮のもとに作成された書であり、皇別・神別・蕃別の順の『新撰姓氏目録』とは別書であったとされた。

XI・XIIは弘仁期の『紀』講読に関する一連の考察。①

『日本書紀私記甲本』は冒頭に『弘仁私記』序を配し、また、本文においても諸書所引の『弘仁私記』の説に吻合するところが多いので、『弘仁私記』と推定されること、②弘仁期の講書の側面に当時の氏姓制度の紛糾への対応や国語史上の変遷期に古語の保存という目的があったこと、③しかし、その根底には平安初期、律令体制の崩壊に直面して歴史意識が喚起され、『紀』への関心が生じたことなどが指摘されている。いずれも堅実な考証といえよう。

三

最後に、本書全体にわたることで次の三点を指摘しておきたい。

第一は、著者の古代史検証法について。著者の方法は、個々の史料が語るところに対してより信用度の高い史料(考古学の資料も含む)を判断基準にその史実性を検証していくというもので、実に明快である。これは特に記紀批判の際には有効であろう。ただ、著者の場合、それが必ずしも徹底していない面があることは前記した通りである。また、記紀批判などによって史実性を疑われた箇所には、いなかる経緯で「造作」「潤色」がなされた

のかという検討課題が残ったことも確かであろう。

第二は、本書の各論の内容は多岐におよんでおり、簡単に整理し難いが、あくまでも便宜的に大別すると、古代史料の基礎的研究（Ⅰ・Ⅱ・Ⅵ・Ⅹ・Ⅺ・Ⅻ）と東アジアにおける日本の史的位置を論じた研究（Ⅱ・Ⅲ・Ⅶ・Ⅷ）に分類できる点である。このうち、前者の中心は記紀——記紀批判にあったことはいうまでもない。とすれば、著者の研究の足跡は戦後の古代史学界のそれと大略、一致していることに気付かれよう。しかも、著者の見解には首肯さるべきものが少なくなく、古代史の諸研究の中では通説的な位置を占めているといつて過言ではあるまい。したがって、本書は著者個人の研究の歩みを整理したものはあるが、それは同時に戦後の古代史研究の軌跡とも重なるものであろう。

第三に、右に記したことと関連するが、本書の内容の多様さを指摘しておきたい。Ⅰ―Ⅻの論文のほかに、余滴・覚書まで含めると、扱われている時代は四・五世紀から平安初期までと「広範」であり、テーマとしては記紀・東アジア史・仏教史・氏族・古墳・土地制度史・漆紙文書などと「雑多」である。いずれにしても、著者の関心の広さを思わずにはおられないのである。この「広

範」「雑多」性は著者が古代史学界の動向に常に関心を懐き、様々なテーマに著者なりに応えようとした表れともいえよう。しかしながら、一方で、著者は本書から古代史像をどのように総括しようとしているのかという疑問も覚えた。著者の洗練された文章をもってしても、全体構想を窺い知ることは困難ではあるまいか。この点は次に刊行されるであろう著作で是非、提示して頂きたいと思う。

以上、本書を披見しての所感を述べた。初歩的な誤解や見当違いな批判を記してしまったことを恐れる次第である。その際には御寛恕を乞いたいと思う。

（東京堂出版、一九九四年四月刊、三八〇〇円）